

「次世代ロボット開発ネットワークR o o B O運営委員会」運営事項

平成21年10月1日実施

次世代ロボット開発ネットワーク「R o o B O」（以下「R o o B O」という。）の取り組む事業について協議をおこなう「次世代ロボット開発ネットワークR o o B O運営委員会」（以下「運営委員会」という。）の運営事項について、下記のとおりとする。

（運営委員会）

第1条 R o o B Oには以下の者から構成される運営委員会を置く。

- ・運営委員長 1名
 - ・運営委員 若干名
- 2 運営委員会は月1回程度開催するほか、運営委員長が必要と認めたときに開催する。
 - 3 運営委員は運営委員会に代理人を出席させることができる。

（運営委員の選任）

第2条 運営委員は、R o o B O会員より選任する。

- 2 運営委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 運営委員が任期の途中で欠けた場合は、当該年度においては運営委員を補充しない。

（運営委員長の選任）

第3条 運営委員長は運営委員の互選により選任する。

- 2 運営委員長は運営委員会の議事をつかさどる。
- 3 運営委員長の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 運営委員長が任期の途中で欠けた場合は、第1項により新たに選任する。ただし、任期については当該年度末までとする。

（改定、廃止）

第4条 この運営事項は運営委員会に諮り、改定・廃止することができる。